

日本図書館協会大学図書館部会
2025 年度 部会総会 議事次第

1. 日 時 2025 年 5 月 29 日（木）～6 月 6 日（金）17 時まで

2. 方 法 書面による会議および決議（別紙 2025 年度大学図書館部会総会書面決議書）

3. 議 事

I. 報告事項

（1）2024 年度大学図書館部会事業報告及び経費収支報告について 【資料 2】

（2）2025 年度大学図書館部会事業計画及び予算調書について 【資料 3】

II. 協議事項

（1）2025-2026 年度一般理事 B 候補者の推薦について 【資料 4】

大学図書館部会長館は国公立大学図書館協力委員会委員長館が兼任している。
この任期が 2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日までであることから、これに伴い
部会長館を交代する。また、部会長館は日本図書館協会一般理事をつとめているた
め、同様に交代する。

（2）2025-2026 年度大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者の推薦について

【資料 5】

（3）大学図書館部会総会の決議方法の変更について 【資料 6】

（4）公立大学協会図書館協議会の名称変更による大学図書館部会規程の改正について

【資料 7】

以 上

<配布資料一覧>

資料 1-1 2025 年度大学図書館部会委員会委員名簿

資料 1-2 大学図書館部会委員会委員名簿（2020～2024 年度）

資料 1-3 2022～2025 年度施設等代議員（第 2 区 大学図書館）

資料 2-1 2024 年度大学図書館部会事業報告

資料 2-2 2024 年度大学図書館部会部会経費収支報告書

資料 3-1 2025 年度大学図書館部会事業計画及び予算調書

資料 3-2 2025 年度大学図書館部会部会経費収支計画書

資料 4-1 2025-2026 年度一般理事 B 候補者の推薦について（案）

資料 4-2 日本図書館協会定款

資料 4-3 理事及び監事選任規程

資料 4-4 日本図書館協会活動部会通則規程

- 資料 5-1 大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者公募のお知らせ
- 資料 5-2 2025-2026 年度大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者名簿
- 資料 5-3 推薦書
- 資料 5-4 大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者選考内規
- 資料 6 大学図書館部会総会の決議方法の変更について（案）
- 資料 7-1 公立大学協会図書館協議会の名称変更による大学図書館部会規程の改正について（案）
- 資料 7-2 大学図書館部会規程(改正案)

別紙 2025 年度大学図書館部会総会書面決議書

2025 年度公益社団法人日本図書館協会

大学図書館部会委員会委員名簿

2025 年 4 月 1 日現在

①部会長

氏名	勤務先・役職名	勤務先所在地
(部会長館) 西尾 チヅル	筑波大学 附属図書館長	〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 TEL : 029-853-2342 FAX : 029-853-6052 E-mail : tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp

②施設会員委員

(国立大学) 佐藤 久美子	東京大学附属図書館 総務課長	〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 TEL : 03-5841-2602 FAX : 03-5841-2636 E-mail : sato.kumiko0502@mail.u-tokyo.ac.jp
(国立大学) 加藤 さつき	筑波大学学術情報部 情報企画課長	〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 TEL : 029-853-2342 FAX : 029-853-6052 E-mail : tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp
(公立大学) 高柴 裕太	横浜市立大学学術情報センター 学術情報課長	〒236-0027 神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22-2 TEL : 045-787-2076 FAX : 045-787-2079 E-mail : libjimu@yokohama-cu.ac.jp
(公立大学) 白濱 博人	東京都立大学 学術情報基盤センター事務室事務 長	〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1 TEL : 042-677-2401 FAX : 042-677-2403 E-mail : lib_central@jmj.tmu.ac.jp
(私立大学) 尾形 善樹	早稲田大学図書館 総務課長	〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 TEL : 03-5286-1652 FAX : 03-5272-2061 E-mail : kokkoshi@list.waseda.jp
(私立大学) 古賀 理恵子	慶應義塾大学メディアセンター 本部総務担当課長	〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 TEL : 03-5427-1643 FAX : 03-5427-1645 E-mail : mc-hnb-somu@adst.keio.ac.jp
(部会長館) 加藤 さつき	筑波大学学術情報部 情報企画課長	〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 TEL : 029-853-2342 FAX : 029-853-6052 E-mail : tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp

③個人会員委員

逸村 裕	筑波大学名誉教授	—
上村 順一	琉球大学附属図書館 情報サービス課長	〒903-0214 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地 TEL : 098-895-8165 E-mail : jun1uemr@jim.u-ryukyu.ac.jp
小山 憲司	中央大学文学部 教授	〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 TEL : 042-674-3744 E-mail : koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp

事務局（部会長館：筑波大学学術情報部）TEL : 029-853-2347, 6395 FAX : 029-853-6052

担当 佐藤まみ子 若山勇人

E-mail : tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp

日本図書館協会大学図書館部会委員名簿（2020～2024年度）

年度	氏名	勤務先	役職名	区分
2020年度	須田 伸一	慶應義塾大学メディアセンター	メディアセンター所長	部会長
	森 一郎	東京大学附属図書館	総務課長	施設会員委員
	成澤 めぐみ	筑波大学学術情報部	情報企画課長	施設会員委員
	河西 徹	横浜国立大学学術情報センター	学術情報課長	施設会員委員
	白濱 博人	東京都立学術情報基盤センター	事務室事務長	施設会員委員
	笹渕 洋子	早稲田大学図書館	総務課長	施設会員委員
	関口 素子	慶應義塾大学メディアセンター	本部総務担当課長	部会長館
	逸村 裕	筑波大学	図書館情報メディア系 教授	個人会員委員
	上村 順一	国立情報学研究所	学術基盤推進部学術コンテンツ課係長	個人会員委員
	小山 憲司	中央大学	文学部 教授	個人会員委員
	加藤 諒	慶應義塾大学メディアセンター	本部総務担当	事務局
2021年度	池田 潤	筑波大学附属図書館	附属図書館長	部会長
	久保田 壮活	東京大学附属図書館	総務課長	施設会員委員
	成澤 めぐみ	筑波大学学術情報部	情報企画課長	部会長館
	河西 徹	横浜国立大学学術情報センター	学術情報課長	施設会員委員
	白濱 博人	東京都立学術情報基盤センター	事務室事務長	施設会員委員
	笹渕 洋子	早稲田大学図書館	総務課長	施設会員委員
	関口 素子	慶應義塾大学メディアセンター	本部総務担当課長	施設会員委員
	逸村 裕	筑波大学	図書館情報メディア系 教授	個人会員委員
	上村 順一	国立情報学研究所	学術基盤推進部情報基盤課係長	個人会員委員
	小山 憲司	中央大学	文学部 教授	個人会員委員
	船山 桂子・並木 映李香	筑波大学学術情報部	情報企画課(企画渉外)	事務局
2022年度	堀田 貴嗣	東京都立大学学術情報基盤センター	学術情報基盤センター長	部会長
	久保田 壮活	東京大学附属図書館	総務課長	施設会員委員
	加藤 さつき	筑波大学学術情報部	情報企画課長	施設会員委員
	河西 徹	横浜国立大学学術情報センター	学術情報課長	施設会員委員
	白濱 博人	東京都立学術情報基盤センター	事務室事務長	部会長館
	笹渕 洋子	早稲田大学図書館	総務課長	施設会員委員
	関口 素子	慶應義塾大学メディアセンター	本部総務担当課長	施設会員委員
	逸村 裕	筑波大学	図書館情報メディア系 教授	個人会員委員
	上村 順一	国立情報学研究所	学術基盤推進部学術コンテンツ課副課長	個人会員委員
	小山 憲司	中央大学	文学部 教授	個人会員委員
	吉田 健一	東京都立大学学術情報基盤センター	図書館情報係	事務局
2023年度	ローリー ゲイ	早稲田大学図書館	図書館長	部会長
	佐藤 久美子	東京大学附属図書館	総務課長	施設会員委員
	加藤 さつき	筑波大学学術情報部	情報企画課長	施設会員委員
	豊田 裕昭	横浜国立大学学術情報センター	学術情報課長	施設会員委員
	白濱 博人	東京都立学術情報基盤センター	事務室事務長	施設会員委員
	笹渕 洋子	早稲田大学図書館	事務副部長兼総務課長兼高田早 苗記念研究図書館担当課長	部会長館
	木下 和彦	慶應義塾大学メディアセンター	本部総務担当課長	施設会員委員
	逸村 裕	筑波大学	図書館情報メディア系 教授	個人会員委員
	上村 順一	国立情報学研究所	附属図書館情報サービス課長	個人会員委員
	小山 憲司	中央大学	文学部 教授	個人会員委員
	森 裕樹・荒井 圭 盛・小俣 嘉紀	早稲田大学図書	総務課	事務局
2024年度	西尾 チヅル	筑波大学附属図書館	附属図書館長	部会長
	佐藤 久美子	東京大学附属図書館	総務課長	施設会員委員
	加藤 さつき	筑波大学学術情報部	情報企画課長	部会長館
	石井 直美	横浜国立大学学術情報センター	学術情報課学術情報担当係長	施設会員委員
	白濱 博人	東京都立学術情報基盤センター	事務室事務長	施設会員委員
	尾形 善樹	早稲田大学図書館	総務課長	施設会員委員
	古賀 理恵子	慶應義塾大学メディアセンター	本部総務担当課長	施設会員委員
	逸村 裕	筑波大学	図書館情報メディア系 教授	個人会員委員
	上村 順一	国立情報学研究所	附属図書館情報サービス課長	個人会員委員
	小山 憲司	中央大学	文学部 教授	個人会員委員
	佐藤 まみ子・若山男 人	筑波大学学術情報部	情報企画課(企画渉外)	事務局

公益社団法人日本図書館協会 2022－2025 年度施設等代議員
(第 2 区 大学図書館)

所属大学	氏名
東北大学附属図書館	植木 俊哉
名古屋大学附属図書館	佐久間 淳一
京都大学附属図書館	永盛 克也
名古屋市立大学総合情報センター	湯川 泰
関西学院大学図書館	難波 功士
中央大学図書館	三浦 俊彦
福岡大学図書館	佐藤 伸

別紙様式 1

2024 年度 部会事業報告

部会名（ 大学図書館部会 ）

部会長名（ 西尾 チヅル ）

① 2024 年度事業報告

（1）全国図書館大会への協力支援

○第 110 回全国図書館大会長崎大会への協力

日 時：2024 年 11 月 30 日（土）～12 月 1 日（日）

会 場：全体会 長崎県庁会議室

大学図書館分科会 長崎大学附属図書館中央図書館

備 考：先方から支援辞退の申し出があり、当部会からの支出は発生しなかった。

（2）研修会の企画

○大学図書館シンポジウム（大学図書館研究集会）

テーマ：2030「デジタル・ライブラリー」の実現に向けた取り組み

日 時：2024 年 12 月 10 日(火) 13:30～16:00（オンラインによる開催）

運 営：国公立大学図書館協力委員会（シンポジウム企画・運営委員会）との共催
により行った。

参加者：492 名

② 部会の運営状況

○2024 年度第 1 回部会委員会

日 時：2024 年 5 月 13 日（月）～5 月 17 日（金）

会 場：メール会議による開催

1. 2024 年度大学図書館部会総会資料について

（1）2023 年度大学図書館部会事業及び部会経費収支報告について

（2）2024 年度大学図書館部会事業計画及び予算調書について

（3）2023－2024 年度一般理事 B 候補者の推薦について

2. 2024 年度大学図書館部会総会の開催通知案について

○2024 年度部会総会

日 時：2024 年 5 月 23 日（木）～5 月 31 日（金）17 時

会 場：書面による会議および決議

(1) 2023 年度大学図書館部会事業報告及び経費収支報告について

(2) 2024 年度大学図書館部会事業計画及び予算調書について

(3) 2023-2024 年度一般理事 B 候補者の推薦について

○文書審議

日 時：2024 年 11 月 8 日（金）～11 月 29 日（金）

大学図書館部会 2025 年度事業計画および予算調書について

日 時：2025 年 2 月 20 日（木）～3 月 7 日（金）

2025 年度大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者公募について

(様式4)

2024年度大学図書館部会 部会経費収支報告書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

部会長	経理担当者
	

<収入の部>

科目	予算額	決算額	増減額	説明
部会活動費	300,000	300,000	0	
			0	
			0	
			0	
収入計	300,000	300,000	0	

<支出の部>

科目	予算額	決算額	増減額	説明
全国図書館大会への協力支援	70,000	0	-70,000	支援依頼なし
研究集会の企画	220,000	220,000	0	
その他(通信費・会合費等)	10,000	12,690	2,690	振込手数料含む
			0	
			0	
			0	
			0	
支出計	300,000	232,690	-67,310	
収支差額	0	67,310	67,310	

※ 添付資料 : (1)部会経費収支簿
(2)領収書等証拠書類

以下は、事務局が記入します。

事務局 使用欄	理事長	副理事長	専務理事(監査)	事務局長	総務部長	経理担当

2025 年度事業計画及び予算について

提出日 2024 年 12 月 3 日

活動部会名：大学図書館部会

記入者名：筑波大学学術情報部情報企画課

大和田 康代

e-mail: tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp

1. 事業計画

(概要) ※2025 年度に予定する事業の概要をご記入ください。

全国図書館大会への協力支援および研究集会の企画

(事業内容)

※事業内容を項目ごとに、できるだけ具体的にご記入ください。収支予算をとまなう場合は、別紙予算調書に事業ごとご記入ください。

(1) 研修集会・シンポジウム (日時、名称・内容、場所)

部会名	時 期	名 称・内 容	場 所
大学図書館部会	2025 年 ※日時未定	全国図書館大会への協力支援：第 111 回全国図書館大会での分科会開催を支援する。	未定
大学図書館部会	2025 年秋期	研究集会の企画：大学図書館シンポジウムとして、研究集会を開催する。	検討中 (実会場／オンライン)

(2) 調査・研究・資料刊行

※刊行予定の資料については、出版企画書も作成ください。

(3) 図書館振興に係る事業 (政策提言、意見表明等)

(4) その他

※部会経費収支計画書もご提出ください。

2025年度大学図書館部会 部会経費収支計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

<収入の部>

科目	2025年度予算	2024年度予算	増減額	説明
部会活動費	300000	300000	0	
参加費			0	
寄附金(指定寄附)			0	
雑収入			0	
			0	
収入計	300000	300000	0	

<支出の部>

科目	2025年度予算	2024年度予算	増減額	説明
①全国図書館大会への協力支援	70000	70000	0	
②研究集会の企画	220000	220000	0	国公立大学図書館協力委員会との共催
その他(通信費・会合費等)	10000	10000	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
支出計	300000	300000	0	
収支差額	0	0	0	

以下は、事務局が記入します。

	理事長	副理事長	専務理事	事務局長	総務部長	経理担当
事務局 使用欄						

公益社団法人日本図書館協会
2025－2026年度一般理事B 候補者の推薦について（案）

2025年5月29日

2025－2026年度公益社団法人日本図書館協会理事候補者推薦依頼を受け、大学図書館部会より下記の者を推薦する。

なお、日本図書館協会大学図書館部会会長が2025年7月末日をもって交代することに伴い、本部会から推薦する2025-2026年度一般理事についても交代が発生する。交代後の理事候補は「補欠候補」として推薦する。

一般理事の候補者・補欠候補者として推薦することについては、本人同意済である。

【候補者】

氏名：斎藤 未夏

所属：筑波大学学術情報部

任期：2024年8月1日～2025年7月31日

【補欠候補者】

氏名：佐藤 康之

所属：慶應義塾大学メディアセンター本部

任期：2025年8月1日～2026年7月31日

※参考規程

- ・公益社団法人日本図書館協会 定款 第34条（役員任期）
- ・公益社団法人日本図書館協会 理事及び監事選任規程 第8条（理事及び監事の候補者の推薦）
- ・公益社団法人日本図書館協会 活動部会通則規程 第10条（部会の役員）

公益社団法人日本図書館協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本図書館協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、公民館図書室、国立国会図書館、その他の読書施設並びに情報提供施設（以下「図書館」という。）の進歩発展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化及び学術並びに科学の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館職員の育成及び研修・講習
- (2) 図書館運営に関する相談及び支援並びに政策提言
- (3) 図書館の管理、運用・サービス及び技術等（以下「図書館運営」という。）に関する調査・研究及び資料収集
- (4) 図書館運営ツール・選書ツールの作成及びその普及
- (5) 機関誌及び研究・調査成果等の刊行
- (6) 図書館の進歩を促進するためのキャンペーン及び進歩促進に貢献した者の表彰
- (7) 国内外図書館団体等との連携及び協力・支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 施設の貸与
- (2) その他前条各号に掲げる事業に関する事業

第3章 会員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 正会員

- 1 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（準会員に該当する者を除く。）
- 2 施設等会員 この法人の目的に賛同して入会した図書館の施設を有する法人又はその他の団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって学生である者

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人又は個人

2 会員は、第17条に規定する代議員総会（以下「代議員総会」という。）が別に定めるところにより、会員の種類を申し出るものとする。

(入会)

第7条 正会員及び準会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会手続きを行い、理事長の承認を受けなければならない。

2 前条第1項(1)の2)に規定する施設等会員にあつては、本法人に対しその会員の権利を行使する1人の者（以下「施設等会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出るものとする。施設等会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会が別に定める規程に基づき変更届を理事長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、代議員総会が別に定める会費を納めなければならない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、代議員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対して通知する。

（会員資格の喪失）

第11条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に規定する会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 第13条に規定する代議員（以下「代議員」という。）全員の同意があつたとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体若しくは法人が解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

2 会員は、前項の規定によりその資格を失ったときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

（正会員の権利）

第12条 正会員は、代議員と同様に次に掲げる権利をこの法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 代議員名簿の閲覧等
- (3) 代議員総会の議事録の閲覧等
- (4) 代議員の代理権証明書面等の閲覧等
- (5) 議決権行使記録の閲覧等
- (6) 計算書類等の閲覧等
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等

第4章 代議員及び代議員総会

（代議員）

第13条 この法人に代議員を置く。代議員は、定款第6条に定める正会員の個人会員及び施設等会員からそれぞれ選出し、その合計を70名以上100名以内とする。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員の選出は選挙区単位で次の通り行う。

- (1) 選挙区ごとに1人の代議員を置き、以後正会員100人を超えるごとに代議員1人を追加する。
- (2) 個人会員の選挙区単位は都道府県とする（以下「都道府県選挙区」という。）。施設等会員の選挙区単位はこの法

人の活動部会及び団体の区分によるものとする（以下「施設等選挙区」という。）。

(3) 代議員選挙区における得票数が3に満たないものは代議員になることができない。ただし、活動部会の区分による選挙区においてはこの限りではない。

(4) 本項第1号から第3号により算定した代議員数が、第1項の定数外となる場合、以下の通りとする。

1) その数が定数を超えるときは最も代議員数が多い選挙区から順次1名ずつ減じることとする。ただし、同じ代議員数の選挙区から減じる場合は、正会員数のより少ない選挙区を当てる。

2) その数が定数を不足するときは、正会員数がより多く1名増するに近い選挙区から順次1人ずつ増することとする。

(5) その他代議員選挙を行うために必要な事項は理事会が別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 正会員は、第3項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。

6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。

7 第3項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の1月から3月までに実施する。

（代議員の任期と資格喪失）

第14条 代議員の任期は、選任から3年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。また、第13条第3項により各選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外に移動した場合は、代議員資格を失う。

2 代議員が代議員総会の決議取消しの訴え、法人の解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）は、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。

（補欠の代議員）

第15条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における当該選挙区の次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。ただし、当該次点者の得票数が3に満たない場合は補欠の代議員とすることはできない。

2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、定数に達しない場合には、原則として補欠選挙により代議員を選出する。

3 前二項に規定する補欠の代議員の任期は、その前任者の残期間とする。

（代議員の報酬）

第16条 剰余金の分配は禁止されているため、代議員には報酬を支給することはできない。

（代議員総会）

第17条 代議員総会は、すべての代議員をもって組織する。

2 前項の代議員総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

第18条 代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種類とする。

2 定時代議員総会は、年2回、前事業年度終了後3か月以内及び翌事業年度開始の日の前日までに開催し、このうち前事業年度終了後3か月以内に開催する定時代議員総会を法人法に規定する定時社員総会とする。

3 臨時代議員総会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（代議員総会の権限）

第19条 代議員総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員、準会員及び賛助会員の会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款において定められた事項

(代議員総会の招集)

第20条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 代議員が代議員総数の議決権の5分の1以上を有する代議員の同意を得て、理事長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求したときは、理事長は、請求の日から6週間以内の日を代議員総会の日とする臨時代議員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、代議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、代議員総会を開催することができる。

第21条 理事長は、代議員総会の7日前までに、代議員に対し、代議員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、第26条第1項で規定する書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、代議員総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

2 代議員総会に出席しない代議員が第26条で規定する書面又は電磁的方法による議決権を行使するとき、及び第27条で規定する代理人による議決権を行使できることとするときは、前項に掲げる事項を記載した書面により、その通知をしなければならない。

(代議員総会の議長)

第22条 代議員総会の議長は、代議員総会において代議員の中から選出する。必要な場合は副議長を選出することができる。

2 代議員総会の議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該代議員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(定足数)

第23条 代議員総会は、代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ、開催することができない。

(代議員総会の決議)

第24条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

第25条 代議員総会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面等による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第26条 代議員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 前項における第23条及び前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 第1項における書面又は電磁的議決権の行使については、第21条第2項によって通知された方法によって、その代議員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、この法人の事務局に到達しない場合は、無効とする。

第27条 代議員総会に出席できない代議員は、他の代議員又は当該代議員が予め登録した者に議決権の行使を委任することができる。

2 前項における第23条及び第25条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 第1項による議決権の代理行使については、その代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面をその代議員総会の日時の直前までにこの法人の事務局に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第28条 理事又は代議員が代議員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する代議員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事長が代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を代議員総会に報告することを要しないことについて代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の代議員総会への報告があったものとみなす。

(代議員総会の議事録)

第29条 代議員総会の議事録は、法令で定めるところにより作成する。

- 2 議事録には、当日の代議員総会の議長及び出席の代表理事、並びに出席の代議員のうちから選出された者1名が署名人となり、署名又は記名押印する。

第5章 役員等及び理事会

(役員の設置)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名以上2名以内を法人法に規定する代表理事とする。代表理事のうち1名を理事長とする。他の1名を副理事長とすることができる。
- 3 第2項に規定する理事を除く理事のうち、2名以内を専務理事とすることができる。
- 4 第2項及び第3項に規定する理事を除く理事のうち、4名以内を常務理事とすることができる。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この選定の方法は、理事会が別に定める。
- 6 第3項及び第4項に規定する理事を業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任並びに解任等)

第31条 理事及び監事の選任は、代議員総会の決議によって行う。この選任に必要な事項は、代議員総会が別に定める。

- 2 理事及び監事は、代議員を兼ねること及び相互にこれを兼ねることはできない。また、監事は、この法人の使用人を兼ねることはできない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故あるとき又はそれらが欠けたときは、予め理事会で定められた順序に従って、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長並びに専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長並びに専務理事に事故あるとき又はそれらが欠けたときは、予め理事会で定められた順序に従って、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、一事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産並びに会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (3) 代議員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれのあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から五日以内に理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を代議員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかる事業年度の事業年度終了後 3 カ月以内に開催する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかる事業年度の事業年度終了後 3 カ月以内に開催する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 30 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

- 第 35 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、代表理事及び業務執行理事に対しては、代議員総会が別に定める報酬等の基準額に従って算定した額を上限として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この費用の支払いに関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(取引の制限)

- 第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

- 第 37 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 第 38 条 この法人は、理事及び監事の賠償責任について、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令によって定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 39 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長が当たる。

(権限)

- 第 40 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 代議員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(理事会の種類)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は事故あるときは副理事長が、理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故あるときは専務理事が招集する。

- 2 理事長（前項ただし書に定める場合においては、副理事長又は専務理事）以外の各理事は理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長以外の理事又は監事が、法令及びこの定款に基づいて招集する場合は、当該理事又は監事が招集する。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、第38条で規定する事項に関する決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く全理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第45条 理事長が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることでできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事長が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、理事会への当該事項の報告があったものとみなす。
- 3 前項にかかわらず、第32条第5項に規定する理事の業務報告を省略することはできない。

(議事録)

第46条 理事会の議事録は、法令の定めるところにより作成する。

- 2 議事録は、当日の理事会における議長、出席した代表理事及び監事並びに出席した理事のうちから選出された理事1名が署名又は記名押印する。

(常任理事会)

第47条 理事会に常任理事会を置くことができる。

- 2 常任理事会は、理事長、副理事長及びすべての業務執行理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、この法人の日常業務の執行及び理事会から委任された事項の実行を決定する。
- 4 常任理事会は、理事長が招集する。
- 5 常任理事会の議長は、理事長が当たる。
- 6 常任理事会は、その現員数の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。また、現員数の過半数で決

議する。

第7章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

第48条 この法人に、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の決議を経て代議員総会において推戴する。
- 3 名誉会長の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 名誉会長は、名誉職とする。
- 5 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第49条 この法人に若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会において決議し、理事長が任命する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会からの諮問に応じて意見を述べること
- 4 参与は、この法人の事業運営について理事長の相談に応じる。
- 5 顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 6 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。
- 7 顧問及び参与に関する事項は、理事会が別に定める。

第8章 活動部会

第50条 この法人は、図書館の進歩発展に関し、専門的観点から事業を行うため、活動部会を置くことができる。

- 2 活動部会は、図書館の活動領域の専門性を考慮して、理事会の決議によって設置する。
- 3 各活動部会は、その専門的領域に関し、理事会の承認のもとに、第4条第1項各号に掲げる事業を行うことができる。
- 4 活動部会に部会長を置く。部会長は、当該活動部会の構成員の互選により選出し、理事長が任命する。
- 5 活動部会に必要な事項は、理事会が別に定める。
- 6 会員は、所属する活動部会を自由に選択する。

第9章 委員会

第51条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の決定に基づいて、調査し、研究し、又は事業を実施する。
- 3 委員会に、委員及び委員長を置く。
- 4 前項の委員及び委員長の任命及び解職は、理事会の決議を経て理事長が行う。
- 5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。必要な場合には、事務局次長を置くことができる。

3 事務局長及び事務局次長並びにその他事務局の重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 代議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 代議員総会及び理事会並びに常任理事会の議事に関する書類
- (5) 理事及び監事の報酬等並びに費用の支給の基準を記載した書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告及び財務諸表等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第69条第2項の規定による。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第54条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 この法人の設立以降に取得した財産のうち前項第2号に規定する会費及び第3号に規定する寄付金については、それぞれその50%以上を第4条第1項に規定する事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会が別に定める。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第56条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理について必要な事項は、理事会が別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てるために保有する資金の取扱いについて必要な事項は、理事会が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第57条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得た上で、第18条第2項に規定する翌事業年度開始の日の前日までに開催される定時代議員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事会の承認を得た事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第58条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類（以下、「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第18条第2項に規定する前事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会に提出し、第1号及び第2号に掲げる書類についてはその

内容を報告し、第3号から第6号までに掲げる書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定に基づいて報告され又は承認を得た事業報告及び決算書類は、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第59条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、行政庁に報告しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第60条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、代議員総会において代議員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も同様とする。

第12章 基金

（基金の拠出）

第61条 この法人は、会員又は第三者に対し、法人法に規定する基金の拠出を募集することができる。

（基金の取扱い）

第62条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び拠出金の返還について必要な事項は、理事会が別に定める。

（基金の拠出者の権利）

第63条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

（基金の返還手続）

第64条 前条の規定にかかわらず、この法人は、前事業年度終了後3か月以内に開催する定時代議員総会の決議に基づき、法人法に規定する限度額の範囲内で基金の拠出者に対する返還を行うことができる。

2 前項に規定する基金の返還の手続は、理事会が別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第65条 この定款は、第25条第2項に規定する代議員総会の決議によって変更することができる。ただし、第2条、第3条、第4条及び第31条にかかる変更については行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第67条に規定する公益目的取得財産残額の贈与及び第68条に規定する残余財産の帰属については変更することができない。

（解散）

第66条 この法人は、法人法に規定する事由のほか、第25条第2項に規定する代議員総会における決議によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第67条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）により定められた法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 68 条 この法人が清算をする場合には、その有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、前条において公益目的取得財産残額に相当する額の財産の被贈与団体として掲げられた団体に贈与するものとする。

第 14 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 69 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第 70 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(公告)

第 71 条 貸借対照表は、第 58 条第 1 項の規定に基づいて当該貸借対照表が承認された定時代議員総会終結後、遅滞なく公告しなければならない。

2 この法人の公告は、電子公告による。

3 事故その他やむをえない事由によって前項に規定する電子公告ができない場合は、官報による。

第 15 章 補則

(規程の変更)

第 72 条 この定款の変更は、代議員総会の議決による。

(理事長への委任)

第 73 条 この定款の施行に必要な事項は、法令及びこの定款に規定がある場合を除き、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(法令等の遵守)

第 74 条 この法人の運営は、この定款に定めるもののほか法人法及び認定法並びにその他関連法令に従う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 26 年 1 月 21 日）から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 55 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この定款の施行後最初の代議員は、この定款の施行前に、この定款第 13 条の規定と同じ方法によってあらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

4 この法人の最初の代表理事は森茜とする。

5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 大場高志、奥村次徳、小田光宏、小池信彦、佐藤尚子、鈴木良雄、高橋恵美子、谷口豊、津田恵子、永利和
則、西野一夫、西村彩枝子、福富洋一郎、前田章夫、松井正英、松尾昇治、森茜、諸田清、山本宏義
監事 清田義昭、土田正、松本香

6 この定款の変更は 2025 年 3 月 13 日から施行する。

公益社団法人日本図書館協会 理事及び監事選任規程

(目的等)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協定会款第31条の規定により、理事及び監事の選任に必要な事項を定める。理事及び監事の選任については、定款で定めるもののほか、この規程による。

(理事及び監事の選任の時期)

第2条 定款第31条に規定する理事及び監事の選任のための代議員総会は、定款第18条に第2項に規定する前事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会（以下「決算代議員総会」という。）とする。

(理事及び監事の任期)

第3条 定款第34条に規定する理事及び監事の任期は、第2条により、理事及び監事が選任された決算代議員総会の終結の日から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(理事及び監事の定数)

第4条 理事及び監事の定数は定款第30条に定めるところにより、理事は15名以上20名以内、監事は1名以上3名以内とする。

(理事及び監事の構成)

第5条 理事は、原則として定款第6条に規定する正会員から選任するものとし、それ以外の者からも選任することができる。

2 理事の構成には、少なくとも個人会員9名及び施設等会員6名を含むものとする。

第6条 監事は、原則としてこの法人の構成員以外の者から選任するものとし、会員から選任することもできる。

2 監事のうち1名は、税理士又は公認会計士である者が望ましい。

(理事及び監事の選任に関する基本方針)

第7条 理事及び監事の選任の行われる前事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会（以下「当該決算代議員総会」という。）に先立って開催される翌事業年度開始の日の前日までに開催される定時代議員総会（以下「予算代議員総会」という。）は、理事及び監事の選任のための基本方針を策定するものとする。

2 理事長は、前項の予算代議員総会において、この法人の運営課題等について説明しなければならない。

(理事及び監事の候補者の推薦)

第8条 理事及び監事の候補者は、代議員が推薦するものとする。ただし、理事長は、理事会の議決を経て、代議員総会に対し理事及び監事の候補者を推薦することができる。

2 代議員及び理事長は、前項によって理事及び監事の候補者の推薦を行う場合は、前条第1項によって策定された基本方針に基づいて行うものとする。

3 理事長は、理事の候補者の推薦に当たり、定款第50条に定める活動部会から選出された当該活動部会を代表する者を理事候補者として推薦することができる。また、国立国会図書館長に国立国会図書館を代表する者1名の推薦を求めることができる。

(代議員総会における候補者の選任方法)

第9条 理事及び監事の選任のための手続きについては、第7条に規定する予算代議員総会において定める。理事長は、その結果を全代議員に通知する。

第10条 代議員及び理事長は、前条によって定められた手続きに基づいて、当該代議員総会の少なくとも2週間前までに、理事及び監事の候補者について、推薦理由を付して推薦する。

第11条 理事及び監事の選任は、当該代議員総会において、候補者ごとに、出席代議員全員による投票によることとし、出席代議員の過半数の得票を得た者は信任されたものとする。

2 前項によって信任された者の数が第4条の定数を超える場合は、第5条第2項を勘案して、得票数の多い順に選任する。

3 得票が同数の場合、同位者として取扱う。その結果、第4条の定数を超える場合は、当該同数得票の候補者に対してのみ、当該代議員総会出席代議員全員による再投票を行う。その取り扱い、前2項及び本項前段に準じる。

(補欠の理事及び監事)

第12条 理事及び監事に、第4条に定める定数及び第5条第2項に定める理事構成等に欠員が生じた場合等には、第2条の規定にかかわらず、臨時の代議員総会を開催し、補欠の理事及び監事を選任するものとする。

2 前項に規定する臨時の代議員総会における理事及び監事を選任方法は、第9条の規定によって定められた手続きによるものとし、第10条及び第11条を準用する。

3 補欠の理事及び監事の任期は、第3条の規定にかかわらず、前任者の残期間とする。

(規程の改正)

第13条 この規程の改廃については、代議員総会の同意を得て理事会が議決する。

附則 本規程は、この法人の登記の日（平成26年1月21日）から施行する。

公益社団法人日本図書館協会 活動部会通則規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第 50 条第 5 項の規定に基づき、活動部会（以下「部会」という。）の役割、設置、名称、組織、運営その他部会に共通して適用される事項を定めることにより、円滑で活発な部会活動の進展に資することを目的とする。

(部会の役割)

第 2 条 部会は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の会員が定款第 4 条に定める本法人の事業を行おうとする場合に、各会員の関心に応じて各部会が専門的観点から事業を行うことを通じて、本法人の発展に資することを役割とする。

(部会の設置及び廃止)

第 3 条 部会は、図書館の活動領域の専門性及び第 4 条に規定する標準を考慮して、理事会の決議によって設置される。

2 部会は、理事会の決議によって廃止される。

(部会の種類及び活動内容の標準)

第 4 条 部会の種類及び活動内容は、おおむね次に掲げる標準による。

- (1) 公共図書館部会：図書館法第 2 条の規定に基づく図書館のほか、公民館図書部その他公共的読書施設にかかる活動
- (2) 大学図書館部会：学校教育法第 83 条の規定に基づく大学の図書館にかかる活動
- (3) 短期大学・高等専門学校図書館部会：学校教育法第 108 条の 2 及び 3 の規定に基づく短期大学の図書館のほか、同法第 115 条の 2 の規定に基づく高等専門学校の図書館及びこれに準ずる図書館にかかる活動
- (4) 学校図書館部会：学校図書館法第 2 条の規定に基づく学校図書館等にかかる活動
- (5) 専門図書館部会：特定分野の専門的資料を重点的に収集し、特定又は一般の用に供する図書館等の施設（ただし、設置主体は問わない。）にかかる活動
- (6) 図書館情報学教育部会：図書館情報学の教育にかかる活動

(部会が行う事業)

第 5 条 部会は、当該部会の専門的な活動領域に関し、定款第 4 条第 1 項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

(部会の構成)

第 6 条 部会は、定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員である個人会員及び施設等会員並びに同項第 2 号に規定する準会員である個人会員によって構成される。

2 前項の規定にかかわらず、定款第 6 条第 1 項第 3 号に規定する賛助会員のうち希望する者は、部会の構成員となることができる。

(会員の部会所属)

第7条 会員は、第3条第1項の規定に基づいて設置された部会のうち、理事長に申し出たいずれか1の部会に所属する。ただし、特別な理由があるときは、会員は、理事長の承認を得て2以上の部会に所属することができる。

(部会総会)

第8条 部会に、当該部会のすべての構成員から組織される部会総会を設置する。

2 この規程で別に定めるもののほか、部会の運営に係る重要な事項は、部会総会の議決を経なければならない。

3 部会総会は、部会長が、少なくとも毎年1回、招集する。

4 部会総会の運営その他の事項は、第9条に規定する当該部会の部会規定で定める。

(部会規程)

第9条 部会は、その組織、運営その他の事項について、部会総会の提案を理事会が議決することにより、部会規程を定めることができる。

(部会の役員)

第10条 部会に部会長を置く。部会長は、当該部会の構成員の互選又は当該部会規程の規定に基づいて推薦された者を、理事長が任命する。

2 部会は、当該部会規程の規定に基づき、必要と認められる部会役員を置くことができる。当該役員の任命は、当該部会規程に基づいて部会長が行う。

3 部会長は、個人会員であれ施設等会員であれ、当該部会を代表し、部会会務を総括する。

4 部会は、本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規定に基づき、理事長から理事候補者の推薦を求められた場合には、すみやかに理事候補者を推薦するものとする。

5 前項に規定する理事候補者の推薦を行うに当たり、部会は、原則として当該部会の部会長を理事候補者とする。ただし、特別な事情がある場合には、部会総会で選出した者を理事候補者とするすることができる。

(部会長及び部会役員の任期)

第11条 部会長及び部会役員の任期は、定款第34条第1項及び第3項、第4項の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。

2 部会長及び部会役員は、2回まで再任されることができる。ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない。

(部会の経費)

第12条 部会の経費は、次の経費をもってまかなう。

(1) 本法人の部会活動配分経費

(2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金

(3) 当該部会の活動を指定した寄附金及び補助金等

2 部会長は、当該部会の経理状況を、定期的に理事長に報告しなければならない。

(部会活動の報告)

第13条 部会長は、当該部会の活動状況について、定期的に理事長に報告しなければならない。

2 部会長は、当該部会の活動状況について、毎年、事業年度終了後3カ月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、理事長に対して文書により報告を行わなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

1 この規程は、平成26年1月21日から施行する。(公益法人登記日)

2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書協会部会通則は廃止する。

3 この規程の施行後において、各部会規程等の改正が行われるまでの間における各部会の取り扱いは、なお従前の取り扱いによる。

4 この規程は、2021(令和3)年9月30日から施行する。

日本図書館協会 > 部会 > 大学図書館部会

大学図書館部会

大学図書館部会は、大学図書館の発展及び会員の資質の向上を図ることを目的とし、活動しています。

公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程

主な活動（2024年度）

大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者公募のお知らせ（2025.4.2更新）

大学図書館部会（以下「部会」）では、2025年度委員（個人会員）の選挙を行うため候補者の募集を行います。

1. 応募資格

次のすべての資格を満たす方

- (1) 本法人の個人会員で部会に所属し、任期中その所属を継続する予定の方。
- (2) 大学図書館活動に高い関心を有する方。
- (3) 任期中、部会委員会及び部会総会等に、部会委員会から旅費・手当等の支給がなくとも出席できる方。

2. 応募方法

他薦とします。推薦文（書式自由）を付して、以下の宛先に電子メールでご応募ください。

- ・本人の了解がある旨を明示してください。
- ・推薦者は本法人の個人会員で部会に所属する者に限ります。

3. 応募先・照会先

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学学術情報部情報企画課（企画渉外）

TEL：029-853-2347/6395 FAX：029-853-6052 E-mail：tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp

4. 応募締切

2025年5月9日（金）

5. その他

- ・委員（個人会員）は、今回の公募による応募者のなかから、部会委員会の推薦を経て、2025年6月上旬に開催予定の部会総会において決定されます。
- ・部会総会の案内は『図書館雑誌』5月号に掲載されています。

2024（令和6）年度大学図書館シンポジウム開催について（2025.1.22更新）

国公私立大学図書館協力委員会との共催にて以下のとおり開催し、たくさんの方に参加いただきました。

テーマ：2030「デジタル・ライブラリー」の実現に向けた取り組み

日時：2024年12月10日(火) 13:30～16:00

開催方法：Zoomウェビナーによるオンライン配信

定員：先着1,000名

参加費：無料

なお掲載の承諾をいただいた資料（PDF）および発表の録画が、国公私立大学図書館協力委員会のシンポジウム・イベントページで公開されましたので、以下のリンク先からご覧くださるようお願いいたします。

○2024年度大学図書館シンポジウム

https://julib.jp/sympo_event/symposium_2024

○問合せ先

国公私立大学図書館協力委員会 シンポジウム企画・運営委員会 事務局

E-mail：info@sympo.julib.jp

2024（令和6）年度部会総会について（2024.6.3更新）

大学図書館部会

部会

学校図書館部会

大学図書館部会

公共図書館部会

短期大学・高等専門学校図書館部会

専門図書館部会

図書館情報学教育部会

南海トラフ地震への備えについて

2024(令和6)年8月8日に日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されましたが、8月15日17時をもって政府としての「特別な注意の呼びかけ」は終了となりました。その後、2025(令和7)年1月13日に同じ地域で地震が発生しましたが、大規模地震が発生する可能性は高まっていないと発表されています。しかし、南海トラフ沿いの巨大地震発生を想定して図書館災害対策委員会は「図書館で考える南海トラフ地震への備え」に一部追記しました。これを参考にし、引き続き「備え」を継続してください。（2025年1月20日更新）

図書館で考える南海トラフ地震への備え

令和6年9月に能登半島で発生した豪雨について
この度、能登半島地震の被災地にて大雨により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早く平穏な日々に戻る事を祈念申し上げます。日本図書館協会及び図書館災害対策委員会も微力ではありますが、支援を模索し、対応してまいります。被災情報並びにお困り事がありましたら、メールにてご一報いただければ幸いです。
saigai★jla.or.jp
（★を半角@に換えてください。）

図書館災害対策委員会

図書館等公衆送信サービス関連情報

書店・図書館等関係者における対話の場

新型コロナウイルス関連情報

日図協図書館のご案内

ご寄附のお願い

全国図書館大会

JLA主催行事

図書館イベントカレンダー

図書館リンク集

図書館職員求人情報

JLAメールマガジン申込み

JLA出版物

2025 年度大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者名簿

逸 村 裕

上 村 順 一

小 山 憲 司

（記名は届出順）

日本図書館協会大学図書館部会委員（個人会員）推薦書

日本図書館協会大学図書館部会委員（個人会員）に、逸村裕氏を、下記のとおり推薦いたします。

逸村氏は、1980 年より、日本図書館協会会員として、また私立大学／国立大学／文部科学省で大学図書館及び関連する業務に携わってこられました。2022 年度に筑波大学図書館情報メディア系をご退職後、現在は同志社大学図書館司書課程の嘱託講師をなさりながら、日本図書館情報学会監事、日本図書館研究会監事など、学会の役職にも関わられています。

高等教育の変容、電子化の進展、学生・教員の情報利用行動の変化等により、大学図書館が果たすべき役割には新たなものが求められており、ここにおいて日本図書館協会大学図書館部会の役割はたいへん重要であります。逸村氏は、この責務に応える方として最も適任であり、推薦する次第であります。なお、ご本人の承諾は得ています。

どうぞよろしく願いいたします。

記

氏 名： 逸村 裕（いつむら ひろし）
所 属： 筑波大学名誉教授
電話番号： 029-859-1374
ファクシミリ： 029-859-1093
電子メール： hits@slis.tsukuba.ac.jp

令和 7 年 4 月 11 日

佐藤 翔（さとう しょう）

同志社大学免許資格課程センター教授

〒602-8580 京都府京都市上京区

e-mail min2fly@slis.doshisha.ac.jp

令和 7 年 4 月 1 1 日

日本図書館協会大学図書館部会事務局
筑波大学附属図書館 御中

大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者の推薦について

文教大学付属図書館
藤倉 恵一

日本図書館協会大学図書館部会ホームページにて公募のあった標記のことについて、下記の方を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。なお、推薦にあたり、ご本人の了承は得ております。

記

氏 名	上村順一（うえむら，じゅんいち）
会員種別	個人会員
所属部会	大学図書館部会
連絡先	【勤務先】 琉球大学附属図書館 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1
推薦理由	上村氏は長らく国立情報学研究所（旧・学術情報センター）の勤務を主たるものとして、学術情報流通の基盤整備を担ってきた経歴を持ち、さらに近年は大学図書館の勤務において図書館現場における利用動向に接しています。さらに氏は大学図書館研究会（旧・大学図書館問題研究会）の事務局長を長く務め、会務や会員を通じた国内大学図書館やその周辺における各種の事情、問題点、対応事例などに通じ、また多くの人脈を有しています。つきましては、大学図書館界の発展に引き続き寄与してくださる方として、同氏を推挙させていただきます。

令和 7 年 4 月 30 日

日本図書館協会大学図書館部会事務局
筑波大学附属図書館 御中

大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者の推薦について

東京大学附属図書館
大澤 類里佐

日本図書館協会大学図書館部会ホームページにて公募のあった標記のことについて、
下記の方を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

氏 名	小山 憲司（こやま けんじ）
会員種別	個人会員
所属部会	大学図書館部会
連絡先	[勤務先]中央大学文学部 教授 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 Tel: 042-674-3744 Email: koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp
推薦理由	小山氏は、2011 年度より本部会委員を務められており、この間、日本図書館協会においても図書館情報学教育部会 幹事や研修事業委員会 委員など様々な役割を果たし、また、学術情報流通と利用者行動、大学図書館における学習・教育支援などを研究課題とし、多くの成果を出しております。 その見識やこれまでの活動成果ならびに実務経験，教育・研究で培った成果を生かし，本部会の活動ならびに大学図書館界の発展に貢献していただけるに相違ない人物であることから，本部会委員会委員として推薦する次第です。（推薦にあたり，ご本人の承諾は得ています。）

公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会委員会
委員（個人会員）候補者選考内規

平成 7 年 1 月 31 日決定
平成 7 年 5 月 23 日改正
平成 27 年 4 月 17 日改正
大学図書館部会委員会

（趣旨）

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）大学図書館部会規程（以下「規程」という。）第 4 条第 3 号に定める「委員（個人会員）」の選出にあたり、規程第 6 条第 3 項の推薦の手続きに必要な事項を定めるものとする。この手続きで推薦される者を「委員（個人会員）候補者」（以下「候補者」という。）とする。

（候補者の資格・条件等）

第 2 条 候補者の資格は、次の条件をすべて満たす者とする。

- （1） 本法人の個人会員で大学図書館部会に所属し、任期中その所属を継続する予定の者。
- （2） 大学図書館活動に高い関心を有する者。
- （3） 任期中、本法人大学図書館部会委員会（以下「部会委員会」という。）及び本法人大学図書館部会総会（以下「部会総会」という。）等に、部会委員会から旅費・手当等の支給がなくとも出席できる者。

（候補者の募集）

第 3 条 部会委員会は、規程第 6 条第 3 項に定める者の選考にあたり、前条の要件を満たす者を公募することとする。公募は他薦のみとし、推薦者は本法人の個人会員で大学図書館部会に所属する者に限ることとする。

（公募の方法等）

第 4 条 公募は大学図書館部会の Web サイトにより公示するものとする。

- 2 公募の期間は、少なくとも 1 か月以上とする。
- 3 公示のための公募文は、部会委員会が決定するものとする。
- 4 公募の事務は、部会委員会事務局が行うものとする。

（部会委員会の推薦）

第 5 条 部会委員会は、第 3 条による候補者の中から、適任と思われる者を部会総会に推薦するものとする。

- 2 候補者の推薦にかかる部会委員会は、構成員の3分の2以上及び構成員中の委員（個人委員）の3分の2以上の出席がなければ開催できないものとする。
- 3 部会委員会における第3条による候補者についての資格審査等は、出席委員全員によって行う。

（公募の省略）

第6条 候補者を公募するための十分な期間がない時期に欠員が生じた場合には、第3条及び第4条の手続きを省略し、第5条第1項中の「第3条による候補者の中から」を「同部会委員会で検討した候補者の中から」に読み替えることができるものとする。

（部会総会への推薦の省略）

第7条 候補者の公募の後、部会総会までに極めて長い期間がある時期に欠員が生じた場合には、部会委員会は規程第6条第3項の規定にかかわらず、部会総会への推薦を経ることなく、委員（個人会員）を選出することができるものとする。その場合選出後直近の部会総会に経過を報告し、承認を得ることとする。

附 則

- 1 この内規は、2015年度「委員（個人会員）」候補者の選考から適用する。
- 2 「日本図書館協会大学図書館部会委員会における委員（個人会員）候補者の推薦に関する申合せ」は廃止する。

大学図書館部会総会の決議方法の変更について(案)

2020(令和 2)年度以降、大学図書館部会総会の決議は、各部会員が書面決議書をメール・FAX・郵送で部会長へ提出する方法により行っている。これは部会規程第 8 条 5 項 1 号において、「書面または電磁的方法により」総会を開催する場合、総会の議案への投票は「書面または電磁的方法により」行うことができると定められていることに拠るものである。

一方で、書面決議書の取り扱い、特に部会長館事務局における書面決議書の取りまとめには毎年度多大な負担が発生している。そこで、事務効率化の観点から、「電磁的方法」、具体的には「投票フォーム」による決議を採用することを、以下の通り提案する。なお、投票フォームによる決議は公共図書館部会でもすでに採用されている。

1. 現在

日本図書館協会大学図書館部会のホームページで議案を確認し、同ページ掲載の書面決議書により賛否(○又は×)を記載して、メール・FAX・郵送(送料は自己負担)により決議する。

2. 変更案

日本図書館協会大学図書館部会のホームページで議案を確認し、同ページ掲載のリンクから投票フォームにアクセスし、直接決議する。なお、これによりがたい場合は、同ページ掲載の書面決議書により賛否(○又は×)を記載して、メール・FAX・郵送(送料は自己負担)により決議する。

3. 開始時期

2026(令和 8)年度大学図書館部会総会決議より

【参考】公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程より抜粋

(総会)

第8条 総会は部会長が招集する。

(省略)

3 部会長は総会の開催が困難であると判断したときは、書面または電磁的方法により総会に代えることができる。その場合、部会長は書面または電磁的方法により総会を開催することを当該構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、委員会で検討し、部会員へ周知する方法を決定することができる。

(省略)

5 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし第3項により開催する場合、議案への投票および議決は、次のとおりとする。

(1) 書面または電磁的方法により、賛成または反対の投票を行うものとする。これをもって有効票とする。

(省略)

公立大学協会図書館協議会の名称変更による大学図書館部会規程の改正について

2025 年 4 月 1 日付で「公立大学協会図書館協議会」が「公立大学図書館協会」へ名称変更を行ったことに伴い、大学図書館部会規程内の表記を以下のとおり改める。

なお、今回の大学図書館部会総会にて改正案が可決された場合、大学図書館部会規程第 13 条により、本法人の理事会の承認により改正が行われる。

記

改正案	現行
(役員の選出) 第 6 条 部会長は、次の団体等（以下「所属団体」という。）から推薦された者とし、原則として交代制とする。 (1) 国立大学図書館協会 (2) <u>公立大学図書館協会</u> (略) (本法人代議員の推薦) 第10条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は次の所属団体から選任された者を本法人の選挙管理委員会に推薦する。 (1) 国立大学図書館協会 (2) <u>公立大学図書館協会</u> (略) 附則 (略) 5 この規定は、2025（令和7）年 月 日から施行する。（注 1）	(総会) 第 6 条 部会長は、次の団体等（以下「所属団体」という。）から推薦された者とし、原則として交代制とする。 (1) 国立大学図書館協会 (2) <u>公立大学協会図書館協議会</u> (略) (本法人代議員の推薦) 第10条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は次の所属団体から選任された者を本法人の選挙管理委員会に推薦する。 (1) 国立大学図書館協会 (2) <u>公立大学協会図書館協議会</u> (略)

(注 1) 施行日は承認を受ける理事会の日程が未定のため、空白としている

以上

公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程(改正案)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第50条及び本法人の活動部会通則規程（以下「部会通則」という。）第9条の規定に基づき、大学図書館部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関して必要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部会は、大学図書館の発展及び会員の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、関係諸団体とも相互に協力して、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修
- (2) 研究調査
- (3) その他

(部会の役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員（施設会員）
国公立大学 各2名
部会長館より 1名
- (3) 委員（個人会員） 3名

(役員の任務)

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

- 2 部会長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員は、委員会を構成し、会務を審議する。

(役員の選出)

第6条 部会長は、次の団体等（以下「所属団体」という。）から推薦された者とし、原則として交代制とする。

- (1) 国立大学図書館協会
 - (2) 公立大学図書館協会
 - (3) 私立大学図書館協会
- 2 委員（施設会員）については、所属団体から推薦された者とする。
 - 3 委員（個人会員）については、部会委員会の推薦を経て、部会総会で承認された者とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(総会)

第8条 総会は部会長が招集する。

- 2 総会の議長は、部会長または第4条第2号に規定する「部会長館より」の委員（施設会員）が務める。
- 3 部会長は総会の開催が困難であると判断したときは、書面または電磁的方法により総会に代えることができる。その場合、部会長は書面または電磁的方法により総会を開催することを当該構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、委員会で検討し、部会員へ周知する方法を決定することができる。
- 4 総会は、部会員の10分の1以上の出席（委任状及び代理者を含む）をもって成立する。ただし、前項により開催する場合、総会への出席は前項に示す表決方法による会員回答をもってこれに代える。議決権の委任はないものとする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし第3項により開催する場合、議案への投票および議決は、次のとおりとする。
 - (1) 書面または電磁的方法により、賛成または反対の投票を行うものとする。これをもって有効票とする。
 - (2) 決議過程において疑義等が生じた場合は、案件の内容等を勘案しつつ、委員会付託事項とする。
 - (3) 開票結果は、委員会に報告して確認する。
 - (4) 部会長は、総会終了後、速やかに会員に議決を通知する。

(本法人理事候補者の選出)

第9条 本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規定に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第10条第4項及び第5項による。

(本法人代議員の推薦)

第10条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は次の所属団体から選任された者を本法人の選挙管理委員会に推薦する。

- (1) 国立大学図書館協会
 - (2) 公立大学図書館協会
 - (3) 私立大学図書館協会
- 2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

(経費)

第11条 部会の経費は、部会通則第12条による。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、部会長館において処理する。

- 2 その他の事務は、本法人事務局において処理する。

(その他)

第13条 この規程の改廃は、部会総会の議を経て、理事会の承認により行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要事項は、委員会の議を経て部会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年7月24日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程は廃止する。

- 3 この規程は、2021（令和3）年8月19日から施行する。
- 4 この規程は、2022（令和4）年9月29日から施行する。
- 5 この規程は、2025（令和7）年 月 日から施行する。

部会事務局連絡先

メールアドレス	tkikaku@tulips.tsukuba.ac.jp
FAX 番号	029-853-6052
郵送先	〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学中央図書館内 日本図書館協会大学図書館部会事務局

2025(令和 7)年度大学図書館部会総会 書面決議書

大学図書館部会長あて

2025（令和 7）年 月 日

構成員氏名_____

所属機関又は住所_____

連絡先(メールアドレス等)_____

私は、2025(令和 7)年度大学図書館部会総会の各議案原案に次のとおり書面決議いたします。

議案番号	議 案 名	賛 否 ○又は×
第 1 号	2025-2026 年度一般理事 B 候補者の推薦について	
第 2 号	2025-2026 年度大学図書館部会委員会委員（個人会員）候補者の推薦について	
第 3 号	大学図書館部会総会の決議方法の変更について	
第 4 号	公立大学協会図書館協議会の名称変更による大学図書館部会規程の改正について	

注意事項

- ・ 施設会員の場合、構成員氏名欄に機関名を、所属機関又は住所に住所を記入してください。
- ・ 「×」以外の記号の記入があった、何も書かれていない、いずれの場合も原案に賛成とみなします。書面決議は、この用紙に記入の上、メール・ファクス・郵送のいずれかにてご提出ください。書面決議書は、6 月 6 日（金）17 時までに部会事務局に必着でご回答ください。